

ジャパンハートクラブ認定トレーナー（ベーシック）制度規程細則

（目的）

第1条 この細則は、非営利活動法人ジャパンハートクラブ（以下、「当法人」という。）のジャパンハートクラブ認定トレーナー（ベーシック）事業規程（以下「事業規程」という。）の運用について定めることを目的とする。

（資格更新のための単位）

第2条 ジャパンハートクラブ認定トレーナーは心臓リハビリテーション指導士の教育的
位置づけにあること考慮し、資格更新に必要な講習会を下記に定める。

- (1) 当法人が主催する講習会または研究会
 - ・運動処方講習会
 - ・運動循環器病学会
- (2) 特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会（地方会含む）
- (3) その他、理事会が認定する各種講習会など

（受講料・申請料等）

第3条 ジャパンハートクラブ認定トレーナーに関連する料金を下記に定める。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 受講料 | 30,000 円（税抜き） |
| (2) 受験料 | 5,000 円（税抜き） |
| (3) 再受験料 | 5,000 円（税抜き） |
| (4) 活動会員の入会金 | 5,000 円 |
| (5) 活動会員の年会費 | 3,000 円 |

（受講資格）

第4条 受講資格は下記に定める。

- (1) 医師、看護師、理学療法士、臨床検査技師、管理栄養士、薬剤師、臨床工学技士、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、健康運動指導士（心臓リハビリテーション指導士の受験資格）を保有し受講を希望する者とする。
- (2) 運動指導に関わる者で受講を希望する者とする。
- (3) 上記以外で本人から申請があり、委員会で受講が受理された者とする。

（受験資格）

第5条 受験条件は以下の通りとする。

- (1) 健康・体力づくり事業財団認定の健康運動指導士および健康運動実践指導者であること。
- (2) 日本フィットネス協会認定のGFI（グループフィットネスインストラクター）、健康福祉運動指導者であること。
- (3) 東京都健康長寿医療センター認定の介護予防運動指導員であること。
- (4) 高齢者体力づくり協会の高齢者体力支援士マスター資格であること。
- (5) 上記以外の受験資格については、当法人へ申請し、了承を得たものとする。
- (6) 受講期間の最終月までに受講が完了し受験料を納めたもの。

（試験期間）

第6条 受講期間の最終月を試験期間（1カ月間）とする。この期間に複数回受験可能である。制限時間60分、設問50問、5択問題、60%以上の正解で合格とする。

（再受験）

第7条 次期講習の試験期間を再試験期間とする。この期間に複数回受験可能である。再受験条件は以下通りとする

- (1) 再受験時に受験に必要な資格を保有していること
- (2) 受験料を納めた者
- (3) 履修証明書の有効期間内であること

（キャンセル料）

第8条 受講および受験に関する入金後、キャンセルする場合、次に定める手数料を引いた金額を返金する。

- (1) 手数料は5,000円とする。
- (2) 受験料の場合、その後3年間（3回分）受験可能であることから返金しない。

（改廃）

第9条 この規定の改廃は、当法人の理事会で議決されなければならない。

附則

この細則は、2023年7月1日から施行する。